

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 1 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25245002

研究課題名(和文) 裁判外紛争解決手続の実証的研究：ADRをめぐる政策提言のための実証的基盤の構築

研究課題名(英文) Empirical Research on Alternative Dispute Resolution Procedures in Japan:  
Building an Empirical Basis for ADR Policy Recommendations

研究代表者

太田 勝造 (OTA, Shozo)

東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授

研究者番号：40152136

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 28,300,000円

研究成果の概要(和文)：弁護士会系ADR利用者への全国質問票調査により以下が解明された。手続公正感に影響を与える手続要因にはコミュニケーション、手続担当者の役割行動および高圧的態度がある。ADRを知らなかった多数派をADR利用に導く上の最大要因は弁護士や弁護士会による紹介である。ADR利用者は訴訟当事者よりも話し合いによる解決に親和的だが、相手方非難が和解への阻害因子となる。ADR手続に多い完全別席調停は話し合い実感を阻害している。インターネット調査によれば、弁護士相談が事件依頼へとつながる。ADRの認知度は低い。フィールド実験の結果によれば、裁判とADRの結果の人々の行動への影響は差が小さい。

研究成果の概要(英文)：Our national survey to ADR users resulted in the following findings (our ADRs are mostly run by bar associations), which have significant legal and policy implications. ADR users' evaluation on procedural fairness is influenced by: 1. Inter-Party Communication, 2. Mediators' Way of Behavior, and 3. Degree of Oppressiveness of Mediator. Most of the users did not know ADR beforehand, and the advice in counseling by lawyer is crucial in their decision to use ADR. The ADR users are more expecting negotiated resolution than litigants, but their accusation tendency is detrimental to peaceful solution. Caucus procedure, which is often used in ADRs, deters the communication in the ADR process. Our internet survey revealed that counseling by a lawyer enhances ADR utilization. A finding of our field experiment (internet survey method was used) is that court judgments and ADR results have similar effect on people's attitude and behavior related to care-taking on elderly parents with dementia.

研究分野：法社会学

キーワード：ADR利用者調査 日本のADRの現状 紛争解決行動 司法アクセス ADRの手続効果 国民のADRへの態度・評価 ADRと裁判手続き 実証的法社会学

### 1. 研究開始当初の背景

日本におけるADR（裁判外紛争解決手続＝Alternative Dispute Resolution）は、2001年の司法制度改革審議会意見書においてその拡充・活性化が提言されたことなどを契機として法律学界はもとより社会的な関心を集め、2004年には「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（以下、「ADR法」という）が制定されて、ADRの健全な発展が日本にとって望ましい方向であるというコンセンサスは形成されたといえるが、ADR法施行の2007年4月1日以降も、その利用は低調なままで推移している。2012年当時においては、ADRの利用についての実証的データの蓄積や社会科学的分析、そしてエビデンス・ベース(evidence-based)な法政策の提言等は多くなかった。ADRの利用実態に関する経験的データの収集が喫緊の課題となっていた。

### 2. 研究の目的

日本におけるADRの利用の不振に対して、その原因と処方箋とを実証的に見出すことが研究目的である。そのために、全国の主要なADRの制度と手続の実態解明、利用の実情、利用者による制度へのアクセス、手続評価、手続担当者評価、手続結果評価等を実証的に解明し、もって日本におけるADR利用の低調さの原因、および法政策的処方箋を探る。

### 3. 研究の方法

(1) 特定非営利法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）、岡山弁護士会（岡山仲裁センター、医療仲裁センター岡山、行政仲裁センター岡山、日弁連交通事故相談センター岡山支部）、公益財団法人交通事故紛争処理センター（東京本部）、国民生活センター紛争解決委員会、全国銀行協会相談室、第二東京弁護士会仲裁センター、第一東京弁護士会仲裁センター、東京弁護士会紛争解決センター、東京三会・金融ADR、日弁連交通事故相談センター（本部）など全国の主要なADR機関を訪問して面接調査と資料収集を実施する。

(2) 協力を得られたADR機関における手続利用者への質問票調査を行い、そのデータを分析する。協力の得られたADR機関としては、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター、東京弁護士会紛争解決センター、京都弁護士会紛争解決センター、公益社団法人総合紛争解決センター、仙台弁護士会紛争解決支援センター、岡山弁護士会岡山仲裁センター、愛知県弁護士会紛争解決センター、愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター、福岡県弁護士会紛争解決センター（天神弁護士センター、北九州法律相談センター、久留米法律相談センター）、および日弁連交通事故相談センター（全国）である。質問票の配付総数は全国で2130通（内、

日弁連交通事故相談センター1488通、単位弁護士会系ADR642通）であり、回収した質問票は、総数792通（内、日弁連交通事故相談センター593通、単位弁護士会系ADR199通）で、回収率37.2%であった。

(3) 一般人へのインターネット調査、インターネット調査によるフィルタリングによりADR利用および裁判利用経験者を抽出して行った質問票調査、および、インターネット調査利用によるフィールド実験研究も行い、英利用の阻害要因、改善の方策の救命を実施した。

### 4. 研究成果

#### (1) 利用者調査の研究成果

##### ①ADR手続の認知と利用への経緯

利用者がどのようにしてADR手続の存在を認知し、どのような判断を経て実際の手続利用に至ったのか、という問題関心から、本利用者調査の結果のうち、トラブル発生以前におけるADR手続の認知度、手続利用前の相談行動および実際に利用された手続の認知経路、利用者が、実際に当該手続の利用を決定する際に、どの程度他の選択肢の存在を考慮し、どのような理由で手続選択を行ったかに関する部分の分析を試みた。その結果は、大要以下の通りである。ADRの申立人は、紛争に直面する以前からADR手続のことを認識していたわけでは必ずしもなく、必ずしも事前にはADR手続を認知していない申立人が実際に申立てに至るに際しては、弁護士会系のADRの場合、弁護士や弁護士会による紹介が圧倒的に重要な役割を果たしている。ただし、交通事故相談センターの場合には、自治体の法律相談や法テラスを経由しての利用も一定数みられ、法テラスの相談業務における手続の認知度等に違いがあることを窺わせる。また、4割前後の申立人は、ADRの利用に当たって他の手続についても検討しているが、逆に、半数以上の申立人は、必ずしも他の選択肢を具体的に検討することなくADRの利用に至っている。他の選択肢を検討した申立人が想定した他の手続としては、民事訴訟が最も多く、次いで裁判所での調停等であるが、民間型ADRのライバルとして目されることの多い裁判所の調停については、実際に検討した申立人は全体の1割以下にすぎず、一般的な比較検討の対象になっているとは必ずしもいえない。他の選択肢を考慮した申立人がADR利用を決定するに当たっては、一般には費用及び時間の面が第一に考慮される傾向があるが、単位会センター等の場合には、これに、手続の柔軟性が、また、交通事故相談センターの場合には、高い信頼性の考慮が加わるが、その反面、民事訴訟との比較においてADRの特色としてあげられることも多い非公開性については、これを考慮したとの回答は少数にとどまる。単位会センター等、交通事故相談センターのいずれにおいても、手続選択に際しては、依頼した弁護士等の判断も

重要な考慮要素となっているものと推測されるが、弁護士代理人の存在が利用者の判断に与える影響に関しては、両者に違いがある可能性がある。以上の分析結果は、効果的な広報や相談機関との連携に関して、一定の示唆を含むものと思われる。とりわけ単位会センター等の場合、弁護士を通じた認知が有力な利用経路となっていることが裏付けられる反面、他の認知経路に関しては、今後なお充実の余地が残されているものと考えられる。

## ② 手続利用者

ADRにおける専門性の構築のための努力の方向性には、事案類型に応じて、きめ細やかに進めていくべきと言える。借地借家は、かなり高い割合で満足度につながっており、現状の実務を前提としても、より広い利用につながる努力が求められていると言える。一方、建築工事と医療事故という高度な専門性を要する類型では、実務のやり方についてのそれぞれの改善の余地が認められる。特に、代理人のない建築工事の利用者に対して、本人の置かれた状況に共感して、丁寧な理解を得るための工夫の必要性は明らかになったと言えよう。また、医療事故については、単なる金銭解決を急ぐよりも、患者申立人の、医療者からきちんと話を聴きたいという要求をきちんと受け止め、手続設計に反映させたり、医療者側に働きかけたりする努力も求められていると考えられる。つまり、金銭要求に落とし込めない謝罪その他の要求を満たすための努力、少なくともそうした要求も受け止めようとする努力がより必要と言える。また、事件類型と認知・紹介経路との関係も、今後の拡充のための示唆に富んでいると考えられる。つまり、細いながらも一定のルートができていくパターンはいくつかあり、消費生活センター経由で建築工事関係、司法書士から借地借家関係、警察から他の精神的・肉体的な損害関係といったものを研究し、具体的な成功パターンを拡げていくための糸口が明らかになったと言えよう。利用者からの口コミを拡げると共に、紹介を期待できる専門家候補を明確化することは価値がある。もとより限られたデータからの仮説的な解釈を含めた分析であり、筆者の誤解も含まれている可能性もあるが、やはり限られたリソースを前提とせざるを得ない単位弁護士会系センターの今後の発展のために活かしていきたい。

## ③ 真実と対話に対する当事者の期待：和解の成否と手続の評価に対する影響

ここでは、当事者の手続に対する期待を分析した。ADR当事者は、訴訟当事者と比較すると「相手方をこらしめること」や「相手方に非を認めさせること」といった対決的な期待を示す者が少ない。しかし、「手続を通じて、事実関係をはっきりさせること」に対する期待はADR当事者の72%にみられる。当事者の手続に対する期待を尋ねた13項目の因子分

析の結果、「相手方非難」因子、「適正な救済」因子、「平和構築」因子と名付けうる3因子が析出された。「手続を通じて、事実関係をはっきりさせること」は「相手方非難」因子の因子負荷の大きい項目である。これは、ADRの場で自己の主張を裏付ける事実関係が明らかになるとの期待を抱いているややナイーブな当事者像を反映しているとみられる。これら手続に対する期待は、手続に対する評価には大きく影響しないが、調停の成否という面では、「相手方非難」の期待の強い当事者は、日弁連交通事故相談センターでは民事訴訟と同様に和解に失敗しやすい傾向があった。

## ④ 当事者の弁護士利用と期日運営の概要：迅速な解決、情報源としての弁護士の重要性、そして別席調停

ADR当事者の弁護士利用、ADRの所要期間、期日運営の実態と多岐にわたる質問項目について、回答傾向を記述している。第1に、本調査で対象とした弁護士会が運営に関わるADRでは、法律相談等の形での弁護士の関与が半数を超える当事者で見られ、弁護士がADR利用に向けて、手続に要する時間や費用に関する情報源としての役割を果たしている。また、リピートプレイヤーと位置づけられる交通事故相談センターの被申立人（通常は保険会社）は、費用の制約よりはむしろ知識経験の蓄積のために弁護士抜きでADRに臨む傾向が顕著である。

第2に、単位弁護士会系センター、交通事故相談センターともに比較的短期間（多くの事件で3か月以下）に手続きが終了しており、迅速な解決に役立っている。しかし、リピートプレイヤーたる交通事故相談センターの被申立人以外では、手続に要する期間の見通しが持てていない場合が半数近くあり、紛争解決の早さが当事者に前もって伝わっていないうらみがある。第3に、期日の運用については、別席調停が事実上の原則となっており、単位弁護士会系センターでは、完全別席調停が半数を超える。この完全別席調停という実務上広くみられるやり方については、当事者の手続に対する評価との関係をクロス集計表によってさらに分析した。完全別席では当事者に「相手方の主張について十分に理解できたと思いますか？」ならびに「手続の中で、相手方と十分に話し合えたと思いますか？」との設問で、「思わない」当事者の割合が有意に増加していた。これは完全別席という運用が、話し合いの実感を持ちにくくしていることを示し、話し合いによる問題解決という調停手続の基本に反するうらみがある。同席調停の弊害が予想される事例でも、可能な限り当事者対席の場を設けることができないか、今後の検証・見直しが必要と思われる。

## ⑤ 手続に対する公正感の要因と効果

これまで、民事訴訟等の研究を通じて、紛争解決手続きが当事者の合意を得る上で重要

な要素となりうることは繰り返し確認されてきた。ADRは訴訟手続のように一律に定められたプロセスを経て結果を導くものではないが、やはりその性質の違いは当事者の態度に大きな影響を与えると考えられる。調査で得られた手続関連の項目に焦点をあて、当事者の結果に対する態度を規定する要因について探索的な分析を行った。分析結果では、主観的な「結果評価」に対して影響を与えると思われる手続の諸側面として、当事者同士の「コミュニケーション」、担当者の「役割行動」、担当者の「高圧的態度」があることを確認した。手続に関するこれら3つの変数の影響力は、当事者の立場によって変動することが確認されたが、「役割行動」の影響力は一貫して確認されたことから、その頑健性が示された。よく話を聞き、専門性に基づいて中立的な立場で解決をリードするような担当者の行動が、結果を妥当なものと感じさせることにつながると考えられる。担当者が十分に手を尽くすことは、当事者に他の結果が導かれる余地があったという想像（「相対的剥奪感」）を抑制したと推測される。また、相手の発言時間が長かったと感じた当事者を除き、「コミュニケーション」も「結果評価」を促進することが確認された。従来、対立する相手方当事者とのコミュニケーションについて議論されることはほとんどなかったことから、その意義については、今後さらに検討する必要がある。そして、担当者が示す「高圧的態度」は、法人、申立人、弁護士あり、交通事故相談センター、相手の発言時間が長かったといった群でその効果が確認された。これらの群を見ると、紛争解決の経験や法律家との接触経験が豊富である、申立人のように自分が被害を訴えている立場である、交通事故相談センターのように紛争の内容や争点が明白な問題を扱うことが多い機関であるといった特徴との関連が示唆された。

## (2) インターネット調査の成果

### ① 紛争処理手続利用経験者インターネット調査

インターネット調査において、フィルタリングを掛けて、紛争処理手続利用経験者および裁判利用者を抽出して質問票調査を行った。訴訟等の利用者と行政型・民間型ADR利用者との対比という観点から興味深いのは、以下の点である。(a)民間型及び行政型手続の利用者は、裁判所の手続の利用者と比較して、手続開始前に、家族や勤務先の受け止め方、家族や勤務先に迷惑がかかる可能性、問題が公になる可能性といった点を、より強く気にしている可能性がある。(b)民間型及び行政型手続の利用者においては、裁判所の手続の利用者と比較して、相手方との話し合いや関係修復への期待がより強い可能性があるが、その一方で、白黒をはっきりさせること、事実関係をはっきりさせること、相手方をこらしめること、非を認めさせること、といった点

への期待は、訴訟の利用者と同等に強いものである可能性がある。(c)手続担当者に対する印象や手続への満足度に関しては、行政型手続の利用経験者において若干評価が低くなる項目が散見されるが、これは、特に和解不調事案の経験者の評価が影響している可能性がある。(d)民間型及び行政型手続の利用経験者は、ADRについて訴訟の利用者よりも肯定的なイメージを持っている可能性がある。また、本調査の結果と利用者調査の結果の対比という観点から興味深いのは、以下の点である。(e)利用者調査と比較すると、本調査の回答者の方が、利用した手続の事前認知度が高いものとなっている。(f)利用者調査と比較すると、本調査の回答者の方が、家族や勤務先の受け止め方、家族や勤務先に迷惑がかかる可能性、問題が公になる可能性といった点について、手続開始前により強く気にしている可能性がある。(g)利用者調査と比較すると、本調査の方が、同席での手続の比率が高くなっている。(h)手続にかかった期間は、本調査の方が利用者調査よりも長いという結果となっており、期間に対する評価や進め方の時間的効率性に対する評価も、より厳しいものとなっている。(i)利用者調査と比較すると、本調査の方が、手続担当者に対する否定的な印象（権威的・威圧的、強引）が、やや多くなっている。(j)利用者調査における方が、本調査より、特に手続の進め方、手続担当者に関して、満足度が高い結果となっている。

### ② 一般市民向けインターネット調査の主要な結果

一般市民を対象としたインターネット調査を実施した。そのデータ分析から得られた知見をまとめる。まず、これまでの調査の結果と同様に、本調査においても、約5人に1人は過去5年間で法律の専門家への相談を考えるようなもめごとを経験していた。しかし、もめごとの経験者のうち、14.8%は誰にも相談していなかった。また、弁護士に相談した者のうちに約7割が弁護士にもめごとについて依頼をしており、弁護士への相談という最初のアクセスが実現すると、その後も多くの事件が依頼へとつながる傾向が認められた。一方、回答者のADRに対する知識を尋ねた質問からは、ADRは人気がないというよりも、知られていないことが分かった。ADRという言葉を知っている人のADRに対するイメージは必ずしも悪いものではなく、ADR法等によって制度設計者が意図した通りのイメージ（廉価な手続、迅速で専門性の高い手続）を持っている。問題は、80%を超える回答者が、ADRを全く知らなかった点にある。加えて、紛争に直面した場合の回答者の考えを尋ねた質問からは、多くの回答者は紛争に巻き込まれた場合には第三者の介入を望んでおり、またその介入の形態としては裁定よりも話し合いを望む者が多かった。さらに、利用する紛争解決手続を選ぶにあたっては、多くの

回答者がその手続にかかる費用、時間、手続の公正さが気になると答えた。そして、比較的紛争の価格の低いものについては、裁判所よりも民間ADRの利用を望む傾向も認められた。現在、存在する民間ADRの中には、裁判所よりも低廉な費用で利用ができ、迅速な手続で解決し、専門家が手続実施者となり手続の公正さも担保されたものは数多く存在するはずである。インターネット調査からは、一般市民はそのような紛争解決手続の利用を望んでいるようにも見え、現実に利用されている実績とインターネット調査から浮かび上がるADRへのニーズとの間にギャップがあるように見える。このギャップこそ、ADRの低い認知度によるものではないだろうか。裁判所と同じ程度に認知度を高めるにはどうしたら良いか。一般市民の認知度を上げることも重要であるが、それ以上にADRへのつなぎ役となることが期待される法律専門職に、ADRの有用性を認識してもらうことが重要ではないだろうか。調査からは、弁護士などの法律専門職に相談した者であっても、ADRを全く知らない者、また、ADRの情報源として弁護士が挙げられていない者も少なからず存在した。反対に、サンプル数は少ないものの、ADR利用者の多くは弁護士などの専門家の支援を受けていた。今後、弁護士等、実際に市民の紛争に最初に関与する者に対して、ADRの有用性について理解を深める試みがより一層必要ではなからうか。

### ③ インターネット調査によるフィールド実験の成果

同居して主として自分で世話をするタイプの介護および同居するが他の人が主として世話をするタイプの介護という、コミットメントの比較的大きな介護タイプでは、結論として遺族の賠償責任を否定する判決やADRの結論は、請求認容判決や紛争事例なしの対照群よりも、親と同居し自分で世話をを行うおうという意欲が大きく、裁判の萎縮効果は見られない。同居はせず、自分が世話をするタイプの介護や同居はせず、他の人が主として世話をするタイプの介護、および親に介護施設に入居してもらう形態の介護というコミットメントの比較的小さいタイプの介護では、遺族の賠償責任を肯定した判決にも、棄却した判決やADRの結論にも、影響は認められない。介護経験の有る回答者は有意に、それが無い回答者よりも、コミットメントの比較的大きな上記2つの介護タイプで、介護意欲が大きい。コミットメントが比較的小さい上記3つのタイプでは差が生じていない。責任回避行動としての、ベッドに縛り付ける方法、部屋に外から鍵をかける方法、および家を開けられないタイプの鍵をかける方法に対する非難可能性は、責任の否定の場合であれ、責任認容の場合であれ、紛争になって遺族が責任を負う可能性がありうることを知ると、非難の程度が和らげられる。介護経験ありグループと介護経験なしグループ

の比較としては、責任回避行動としての、ベッドに縛り付ける方法、および部屋に外から鍵をかける方法において、介護経験なしグループよりも介護経験ありグループの方がやや強く非難する傾向がある。家を開けられないタイプの鍵をかける方法に対する非難可能性の評価の場合は、介護経験ありグループと介護経験なしグループの間で差は全く生じていない。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計12件)

① 前田智彦, アンドリュー・バルディエク「ADR in Japan's Financial Markets and the Rule of Law」*Northeastern University Law Review*, 査読有り, 印刷中, 2017年, 印刷中.

② Foote, Daniel H., "Japan's ADR System for Resolving Nuclear Power-Related Damage Disputes," *University of Tokyo Law Review*, 査読有り, 12号, 2017年, 印刷中.

③ 垣内秀介「ADR法10年:その成果と課題」*NBL*, 査読なし, 1092号, 2017年, 40-43頁.

④ 前田智彦「利用者調査から見たADRに対する期待とADRにおける弁護士の役割」*仲裁とADR*, 査読有り, 12号, 2017年, 1-8頁.

⑤ 垣内秀介「特定調停手続において継続的金銭消費貸借の当事者間に成立した調停の有効性と解釈」*ジュリスト増刊号*, 査読有り, 1492号, 2016年, 135-136頁.

⑥ 垣内秀介「ADRをめぐるドイツの状況」*仲裁とADR*, 査読有り, 11号, 2016年, 1-11頁.

⑦ 太田勝造「日本人から見た原子力発電所事故の損害賠償」*法と実務*, 査読有り, 10号, 2015年, 1-9頁.

⑧ 垣内秀介「利用者からみたADRの現状と課題」*JLF News*, 査読なし, 60号, 2015年, 10-11頁.

⑨ 垣内秀介「Mediation in Japan」*Univ. of Tokyo Journal of Law & Politics*, 査読有り, 12号, 2015年, 61-74頁.

⑩ 垣内秀介「Die Foerderung der aussergerichtlichen Konfliktloesung in Japan」*Zeitschrift fuer Japanisches Recht*, 査読有り, 37号, 2014年, 3-23頁.

⑪ 垣内秀介「Regulation of Dispute Resolution in Japan: Alternative Dispute Resolution and its Background」*STEFFEK, Felix & UNBERATH, Hannes (eds.) Regulating Dispute Resolution: ADR and Access to Justice at the Crossroads*, 査読有り, 1巻, 2013年, 269-296頁.

⑫ 太田勝造「法科大学院におけるADR教育の実践: 創意工夫を引き出す」*仲裁とADR*,

査読有り，8号，2013年，79-87頁.

〔学会発表〕(計5件)

① 太田勝造，垣内秀介，入江秀晃，今在慶一郎，前田智彦，石田京子「《ミニ・シンポジウム》利用者からみた日本のADR：弁護士会系ADRの利用者調査結果から」日本法社会学会，2016.5.29，立命館大学（京都府・京都市）.

② 太田勝造「ADR in Japan: Bar Associations' Active Involvement in Dispute Resolution」Law & Society Association, 2016.6.4, New Orleans (米国).

③ フット，ダニエル「Comparative Empirical Study of Dispute Resolution: Japan as Object and Source」American Society of Comparative Law, 2016.10.28, Seattle (米国).

④ 石田京子「Unpopular or Unfamiliar Dispute Resolution: How Japanese People View ADR」International Symposium on Human Rights and Role of Judiciary, 2016.11.11, 筑波大学（東京都・文京区）.

⑤ 前田智彦「Truth-Seeking and Peacemaking: Multi-Layered Meaning and Function of Fact-Finding in Negotiation and Dispute Resolution Process」Law and Society Association, 2016.6.4, New Orleans(米国).

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

○出願状況 (計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況 (計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.sota.j.u-tokyo.ac.jp/ADR/ADR-Web.html>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

太田 勝造 (OTA, Shozo)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：40152136

### (2) 研究分担者

垣内 秀介 (KAKIUCHI, Shusuke)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：10282534

前田 智彦 (MAEDA, Tomohiko)

名城大学・法学部・教授

研究者番号：10292806

D・H F o o t e (FOOTE, Daniel H.)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：10323619

石田 京子 (ISHIDA, Kyoko)

早稲田大学・法学学術院・准教授

研究者番号：10453987

今在 慶一郎 (IMAZAI, Keiichiro)

北海道教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：40359500

入江 秀晃 (IRIE, Hideaki)

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：50600029

河上 正二 (KAWAKAMI, Shoji)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：70152923

菱田 雄郷 (HISHIDA, Yukyo)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：90292812

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：

### (4) 研究協力者

今在 景子 (IMAZAI, Keiko)